

2024 年 12 月号トピックス

電子システム（e-Payment）による社会保険料納付書の提出期限の延長

内閣は、社会保険料の申告および支払いを電子システム（e-Payment）を通じて行う際の期限を、控除の翌月 15 日からさらに 7 営業日延長する労働省の告示案を承認しました。例えば、2025 年 1 月に控除された保険料の場合、通常の場合は 2025 年 2 月 15 日ですが、この告示案の下では、期限が 2025 年 2 月 25 日まで延長されます。

現在の規定の適用期間は 2024 年 12 月に終了しますが、この延長措置はさらに 60 か月間適用され、2025 年 1 月（仏暦 2568 年）から 2029 年 12 月（仏暦 2572 年）までの期間を対象とします。この規定は 2025 年 1 月 1 日（仏暦 2568 年）より発効します。

この変更により、事業主が社会保険料の義務を果たす際に柔軟性が高まることが期待されています。